

自動火災報知設備の設置対象物は、消防法第10条第4項、同第17条第1項及び第2項の規定に基づき定められている。

また、消防法施行令第21条第1項によりその詳細が定められています。

1 消防法第17条第1項の規定によるもの

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物 その他の防火対象物又はその部分に対する基準であり、一定規模以上の場合に設置が必要と なり消防法施行令第21条にその用途、規模等が示されています。

消防法施行令 別表第1

(1)	1	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
(1)	0	公会堂又は集会場
	1	キャパレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
		遊技場又はダンスホール
(2)	^	風俗音楽等の規制及び業務の適正化等に関する注解第2条第5項に規定する性風俗関連特殊音素を含む店舗 (二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に得されているものを除く。) その他これに頼するものとして総務省令で定めるもの
(2)	=	カラキケボックスその他遊興のための設備又は物品を領室(これに類する施設を含む。)によいて客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令に定めるもの
(3)	1	待合、料理店その他これらに類するもの
(3)	0	飲食店
(4)	百貨	- 吉、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	1	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(3)		寄宿舎、下宿又は共同住宅
		(1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして転酵省令で定めるものを除く。) (1) 診療料を中に特定施療料名(内料、整形外料、リハビリテーション料その他の総務省令で定める診療料名をいう。(2)()において同じ。)を有すること。 (第) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。
(6)	1	(2) 次のいずれにも該当する診療所(1) 診療料名は特定診験料名を有すること。(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に 掲げる物を除く。) 又は入所施設を有する助産所
		(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

(0)		(1) 老人切明入所施設、要獲老人ホーム、特別要獲老人ホーム、社費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律部123号)第7条第1311、規定する要介護状態区分が理難が困難な状態を示すものとして影響各分で定める区分に該当する者(以下)理難が打職な要介護者を上むらうと主として人居させるものに限る。)、有非老人ホーム、運難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介集等人保健施法、人民権法、信利3年 5項に規定する小規模の契約を担保を介護事業を介護者を主として前させるものに表し、介集等を行う施設、個等が存在として行品させるものに表し、同条第6項に規定する認知症対応競差人共同生活援助事業を行う施設。であるこれに類するものとして総修者令で認めるの
(6)		(2) 救護施設
	_	(3) 乳児院
		(4) 障害児入所施設
		(5) 障害者支援施設 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年) 申注律第29分 等 4 条件 3 項に規定する障害者とは同条等 3 列に無定する障害児であって、 同条第 4 項に規定する障害支援区分が避暑が困難な状態を示すものとして総務省令で定める 区分に該当する者(以下 (選難が困難な障害者等)という。)を主として入所させるものに 既る。) 又は可決等る業等 3 項に規定する規則、所若しくは同条部 7 項に規定する共同生活 援助を行う施設 (継難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において [短期人所等施設]という。)
		(1) 老人ディヤーピスセンター、軽費老人ホーム (口(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム (口(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人ディケーピス事業を行う施設、同条第5項に規定する地規模多機能規格総介廃事業を行う施設(口(1)に掲げるものを除く。) その他これらに類するものとして総修省や定めるもの
(6)	//	(2) 更生施設
		(3) 助産施設、保育所、均保連携整認定こども関、児童業養施設、児童自立支援施設、児童家 施支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時 預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するもの として統務者やで定めるもの
		(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法券6条の2第2項に規定する児童発達支援者しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設 (児童発達支援センターを除く。)
	23	(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を能合的に支援するために排第5条第7別に規定するを活か騰、同条幣8 別に規定する起卵入所、同条幣12項に規定する政党を行支援、同条幣14項に規定する政党継続支援者しくは同条第15項に規定する政党継続支援者しくは同条第15項に規定する政党を指する政党を指する政党を指する政党を指する政党を指する政党を指する政党を指する政党を指する政党を指する政党を指する。
(6)	=	幼稚園又は特別支援学校

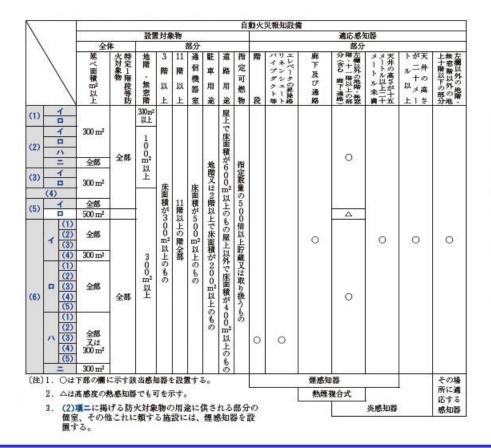
(7)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(9)	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 (旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場
(12)	・映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場
(13)	■ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに 掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街
(16の3)	建発物の地際(1602)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に順して設けられたものと当談地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象制の用途に供されている部分が作するものに限る。)
(17)	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として判定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物
(18)	延長 50 m 以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	総務省令で定める舟車

: 特定防火対象物

自動火災報知設備の設置対象物は、消防法第10条第4項、同第17条第1項 及び第2項の規定に基づき定められている。

また、消防法施行令第21条第1項によりその詳細が定められています。

自動火災報知設備の設置対象物 及び感知器の設置基準



			791	置対象	2.50				H.	M07C	災報知設付	THE STATE OF THE S	適応感知	D#		
	全	*	HA.			部分				W			部分			
	延べ面積品以上	火対象物 特定1階段等防	地階・無窓階	3階以上	11 階以上	通信機器室	駐車用途	道路用途	指定可燃物	階段	パイプグラト等リネンシュート	廊下及び通路	分(含む 郎下通路)分(含む 郎下通路)	メート ル 未 満 メートル以上二十 天井の高さが十五	トが天 ルニ十 メー メーション	上十階以下の部分を開以外の地階・
(7)	500 m ²						ld.						Δ			
9) 1	200 m ²	全部					地階又		指定		1	0	0	Ē		
(10)	500 m ²			rte		ete:	はは		指定数量			- 0				
(11)	1,000 m ²	ä		雀	11	置	2階									
2) 1	500 m²	5	300㎡以上	床面積が300	11階以上の階全部	床面積が500	は2階以上で床面積が20		の500倍以上貯藏又は取り扱うもの			0	Δ			
3) 1	全部	275-20	山 以	m^2	の階	0 m2	床面		以上					0	0	0
(14)	$500 \mathrm{m}^2$	8	T	以上の	蠡	m以上の	が		貯藏				23			
(15)	1,000 m ²	全部	2	あ		あ	0		又			0	0			
6) 1	項ごと	主即	ŝ	6		6	0 m²		散		2	用途ごと	用途ごと	Š:		
(160)2)	300 m ²	8					以上		り扱		87	711722-0		8		
(1603)	500 m ² のうち 特定が 300 m ²						上のもの		うもの			0	0			
(17)	全部	8			OL 5	0 90		A 30		e r			Δ	8	. 30	
注)1. 〇は	下部の欄は	こ示す酸	当感	知器を	- 設1	置する	5.					煙感知	器			その場
2. Ald	高感度の熱	热感知器	1061	可を対	下す。					3	- 8	熱煙	複合式	E 6		所に適 応する
3. (2)	項二に掲げ	ずる防!	火対象	良物の	用	金に作	供さ	ns	部分	0			Ti .	炎感知器		感知器

自動火災報知設備の設置対象物は、消防法第10条第4項、同第17条第1項 及び第2項の規定に基づき定められている。

また、消防法施行令第21条第1項によりその詳細が定められています。

2 消防法施行令第21条第1項第8号の規定によるもの

令別表第1に掲げる建築物その他工作物で、指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第4で定める数量の500倍以上貯蔵し、又は取扱う場合に自動火災報知設備の設置が必要と定めています。

尚、消防法第10条第4項では危険物を貯蔵し、又は取扱う製造所等に対する規定を、製造 所等ごとの規模、貯蔵又は取扱数量により設置が必要と定めています。

危険物の規制に関する 政令別表第 4

		品	1				名			指	定	数	量
綿				花	ŝ		30111		類			200)kg
木	毛	及	U	ドカ	,	h	な	<	ず			400)kg
ほ	7	5	及	U	4	紙	<		ず			1,000)kg
糸									類			1,000)kg
わ				Ġ	,				類			1,000)kg
再	000	生	1	資	源	Į.	燃		料			1,000)kg
可	10	燃	- 1	生	固	1	体		類			3,000)kg
石		炭			木		炭		類		1	0,000)kg
可	8	燃	1	生	形	Ĩ.	体		類			2	2m ³
木	材	加	工	品	及	び	木	<	ず			10	m ³
1	L cltrk	計脂乳	100	発	泡	さ	せた	: 8	の			20	m ³
Г	מיגעו נ	切力日ラ	封	そ	の	他	の	b	の			3,000)kg

(危険物の規制に関する政令別表第4)

危険物施設の 自動火災報知 設備設置対象

施設の区分		設 置 対 象	
製 造 所一般取扱所	・指定数量の倍数が100以上 のもので屋内にあるもの (高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取扱う ものを除く。)	・延べ面積が 500 m ² 以上の もの	・一般取扱所の用に供する部分 以外の部分を有する建築物に 設ける一般取扱所の用に供する 部分以外の部分と閉口部のな 部分以外の部分と閉口部のな が大構造の床又は壁で区画 されているものを除く。)
屋内貯蔵所	・指定数量の倍数が100以上のもの(高引火点危険物のみを貯蔵し又は取扱うものを除く。)	・貯蔵倉庫の延べ面積が 150m²を超えるの(当該 貯蔵倉庫が150m²以内で開 とに不燃材料で造られた内 口部のないるもの又は完かされているもの又は第も 類若しくは第4類の危険が 70で未満の第4類的危険、 がもとは、貯扱りものに面 大きしくは取扱うものに面 では、貯蔵倉庫の延べ面積 が500 m²以上のものに限 る。)	・軒高が6m以上の平屋建のもの の場合に関する部分以外の部分を有する建築物に設けるもの(建築物の屋内内 設けるもの(建築物の屋内内 部分と関口部のない耐火構造 の床又は壁で区画と結れている もの及び第2類又は第4類の危険物で1枚性個体及び引火 点が70℃未満の第4類の危険物を除く。)のみを貯蔵し 又は取扱うものを除く。)
屋内タンク 貯 蔵 所			・タンク専用室を平屋建以外の 建築物に設けるもので、著し く消火困難なもの
給油取扱所			 ・給油所の用に供する部分の一 方が開放されている屋内給油 取扱所 ・上部に上階を有する屋内給油 取扱所

1 警戒区域とは

警戒区域とは、火災の発生した区域を他の区域と区別して認識することが出来る最小の単位をいいます。

2 警戒区域の設定 警戒区域の設定には、原則と例外があります。

3 原則と例外

原則として警戒区域は、防火対象物の2以上の階にわたらず、一の警戒区域の面積は600 ml以下とし、その一辺の長さは50m以下とすること。

また、2の階にわたる警戒区域の面積が500㎡以下の場合、及び煙感知器を階段、傾斜路、パイプシャフト、パイプダクト等に設置する場合には例外となる。

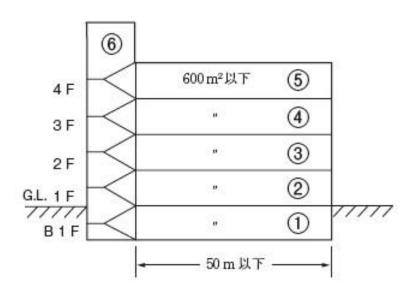
尚、防火対象物の主要な出入り口からその内部を見通すことが出来る場合にあっては、その 面積を1,000㎡以下とすることが出来ます。

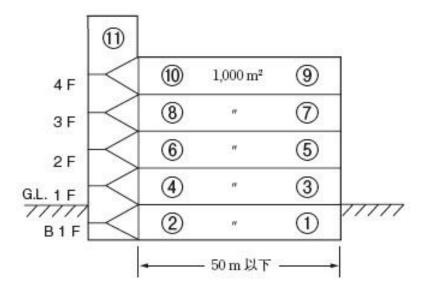
原	則	例	外
防火対象物の2以上の降	皆にわたらないこと。		積が 500 m ² 以下の場合 部分に階段があること。)。
			びにパイプシャフト、パイ 質するものに設置する場合。
一の警戒区域の面積は の一辺の長さは50 m以 知器(アナログ式も含む にあっては100 m以下)	下(光電式分離型感 む。)を設置する場合		らその内部を見とおすこと の面積を 1,000 m ² 以下とす

警戒区域の面積による設定

1の階の床面積が600㎡以下の場合は各階ごとに、600㎡を超える場合は600㎡以下ごとに警戒区域を設定する。

各階の床面積が600㎡以下で1辺の長さが 50m以下の場合は、各階ごとに警戒区域を 設定し、階段は平面と別の警戒区域とする。 図の場合は最少6警戒区域となる。 また、各階の床面積が600㎡を超える場合は、600㎡以下ごとに警戒区域を設定する。 図の場合は最少11警戒区域となる。

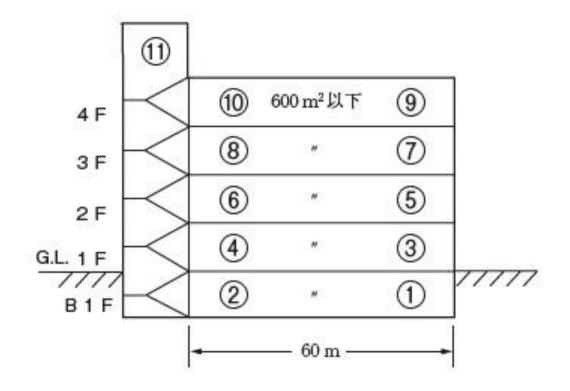




警戒区域の1辺の長さによる設定

1辺の長さが50m(光電式分離型を設ける場合を除く。)を超える場合は、50m以下ごとに警戒区域を設定する。

各階の床面積が600㎡以下であっても、1辺の長さが50mを超えている場合は、各階ごとに2警戒区域以上を設定しなければならない。 図の場合は最少11警戒区域となる。

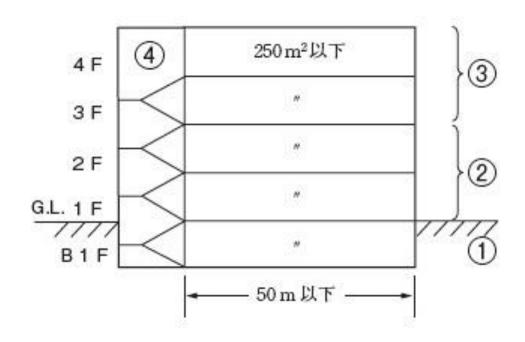


警戒区域の2の階にわたる設定

警戒区域の面積の合計が500m以下の場合は、2の階にわたることができるので、1辺の長さが50m以下であれば、1階と2階、3階と4階というように、2の階にわたって警戒区域を設定することができる。

この場合、当該警戒区域内ごとに容易に<mark>感知器等の作動状況を確認できる階段</mark>があること。 また地階は原則として地上階とは同一とせず、別の警戒区域とする。

なお、1の階の床面積が250㎡を超える場合であっても、2の階にわたる警戒区域の面積の合計が500㎡以下であるときは2の階にわたって設定することができる。

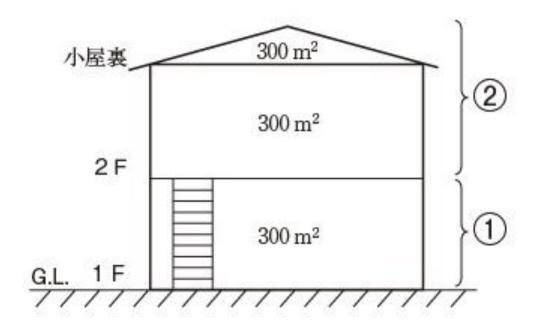


警戒区域の2の階にわたる設定

小屋裏や天井裏は階ではないので天井下と同一警戒区域とすることができるが、警戒区域の面積 は両者の合計となるので600㎡以下としなければならない。

小屋裏や天井裏は階ではないが、警戒区域の面積には算入する。

この場合、容易に感知器の作動状況を確認 できる点検口があること。



屋上の塔屋その他の警戒区域

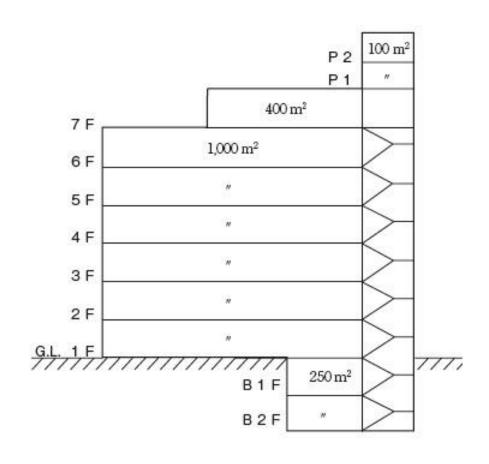
建基令第2条第1項第8号に「昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の1/8以下のものは、当該建築物の階数に算入しない」としている。

建築面積 1, 000㎡に対しP1、P2は水平投 影面積が100㎡で1/8以下であるから階数に 算入されない。

従ってP1、P2は同一警戒区域とすることができ、かつ、7階の床面積400㎡を加えても600㎡以下なので、7階を加えて同一警戒区域とすることができるが、作動状況を早期に確認する必要から塔屋と7階とは、別の警戒区域とすることが望ましい。

また、地階のB1、B2は、地階部分の床面積が 250㎡なので建築面積1,000㎡の1/8を 超えるので、それぞれ別の階となるが、床面積の 合計500㎡なので同一警戒区域とすることがで きる。

ただし、この場合も別の警戒区域とすることが望ましい。

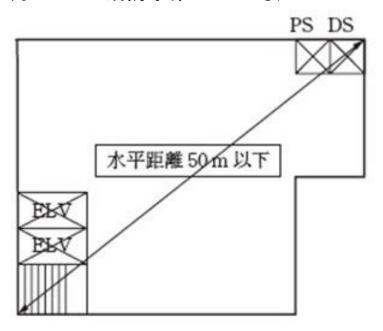


階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプダクト等の警戒区域

煙感知器を設置する階段、傾斜路並びにエレベーター昇降路、吹き抜けとなっているパイプダクト等(PS、DS, EPS)にあっては、平面的な警戒区域と異なり、たて方向の区画となるので居室、廊下等の警戒区域と別に設定する。

- ア 階段、エレベーター昇降路、パイプダクト等は、各階の居室、廊下等とは別の警戒区域と する。
- イ 水平距離で50m以下の範囲内にある階段、エレベーター昇降路等は、同一警戒区域とすることができる。

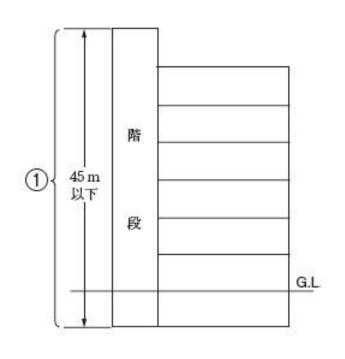
なお、屋上の昇降機塔、装飾塔等も当該範囲内であれば同一警戒区域に含めることができる。(昭和44年10月31日 消防予第243号)

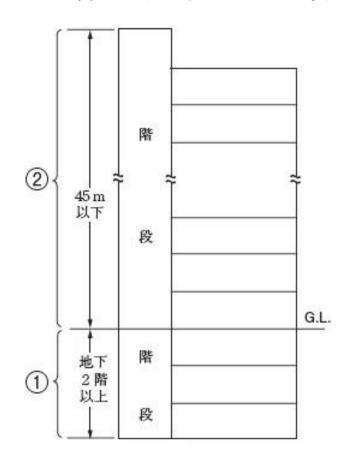


階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプダクト等の警戒区域

階段は、地上部分と地下部分を原則として別の警戒区域とするが、地階が1階のみの場合は地上部分と同一警戒区域とすることができる。

なお、地上部分は、垂直距離が45m以下ごとに別の警戒区域とすることが必要である。



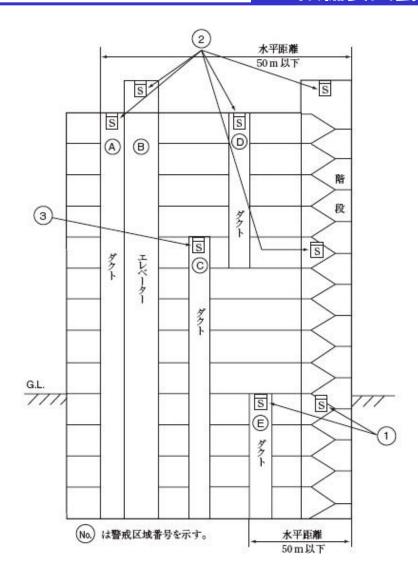


工事基準書 令和6年版より

警戒区域の縦方向の区画による設定

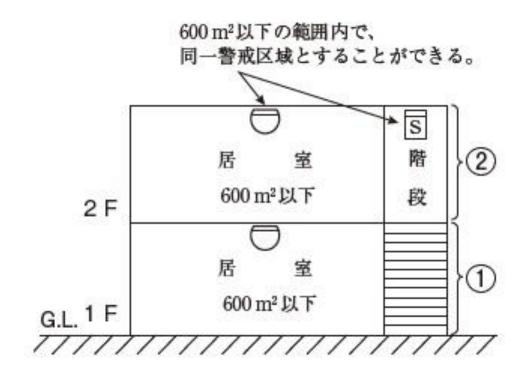
A、B、Dのたて穴と階段は、水平距離が50m以下なので同一警戒区域とすることができる。 ©は水平距離が50m以下であるが、ダクトの頂部が他のダクト等と3階層以上異なっており、E はダクトの頂部が地階になっているので、それぞれ別の警戒区域とする。

なお、地階の階段と©は、水平距離が50m以下、かつ、ダクトの頂部が3階層以上異なっていないため同一警戒区域とすることができる。



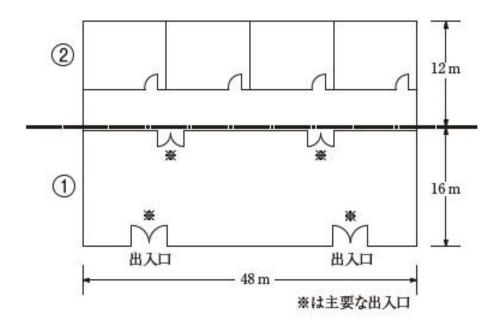
階数が2の場合の階段部分の警戒区域

階数が2以下の場合の階段部分の警戒区域は、2階の居室と600㎡以下の範囲で同一警戒区域とすることができる。



内部を見とおすことができる場所の警戒区域の設定

警戒区域は主要な出入口からその内部を見とおすことができる場合にあっては、その面積を1,000㎡以下とすることができるとあるが、主要な出入口とは、常時使用される室内外の出入口であって、直接屋外又は廊下に直結している場合であり、代表的なものは、学校の講堂、屋内競技場、体育館等のフロア一部分、集会場、観覧場、劇場等の客席部分が該当する。しかし、倉庫、工場、間仕切のない事務室等は、平面図上では見通しがきくように考えられるが、実態上では荷物の積上げ、大型機械、ロッカー等が置かれて内部を見通すことができなくなることが想定されるので、本項に該当しないので注意が必要となる。



警戒区域の範囲

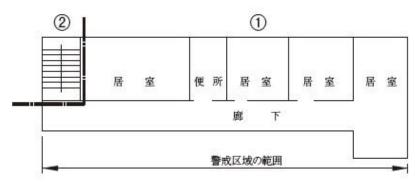
警戒区域は、防火対象物全域に渡って設定する。

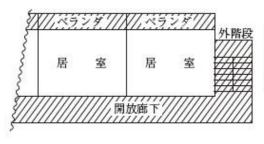
警戒区域の面積算出

警戒区域の面積は、<mark>感知器の設置が免除されている場所も含めて算出</mark>する。 便所、洗面所、浴室等は、感知器の設置が除外されているが、警戒区域の面積算出には含める。

ただし、屋外に開放された屋外階段部分や別の警戒区域となる階段室、エレベーターシャフト、屋外に開放された廊下、バルコニー等の部分は面積の算出から除外できる。

別の警戒区域となる。





開放廊下、ベランダ等の部分 が床面積に算定されていない 場合は、警戒区域の面積に含 める必要はない。

工事基準書 令和6年版より

警戒区域の境界

警戒区域の境界は、あまり複雑にならないようにし、倉庫、工場、その他間仕切りの無い場合を除いて部屋の中央を境界とするようなことは避け、廊下、通路、壁、防火区画等とする。また、関連する部屋(厨房と配膳室)などは同一警戒区域にまとめる。尚、警戒区域の算出に当たっては、壁などの中心線を境界線として算出する。

警戒区域番号の設定

設定した警戒区域ごとに、警戒番号を付ける。 警戒番号は原則として下の階より上の階へ、また、 階ごとに順に付ける。

なお、階段、エレベーターシャフト等のたて穴区画 の警戒番号は、各階の番号の後に付ける。

(9) (8) (5)6 3F (3) 2F AC100V 1F

受信機とは

受信機は火災の信号等を受信し、火災の発生場所を防火対象物の関係者に報知する自動火災報知設備の中枢となるものなので、その機種の選定及び設置位置には十分な検討をして決定しなければならない。

1 機種の選定

受信機は設置する防火対象物の規模、用途に応じ適切なものを選定することが必要である。

受信機の機種	設 置 対 象
P型1級 GP1級 R型 GR型 GR型アナログ式	警戒区域の数に対しては、すべて対応可
P型2級 GP型2級	警戒区域の数が5以下のもの
P型2級1回線 GP型2級1回線	防火対象物の延べ面積(令第 21 条第 1 項第 10 号、第 11 号及び第 13 号に係る 階に設ける場合は、当該階の床面積)が 350 m² 以下のもの
P型3級 GP型3級	防火対象物の延べ面積(令第 21 条第 1 項第 10 号に係る階に設ける場合は、当 該階の床面積)が 150 m² 以下のもの

2 設置場所

受信機の設置場所は防災センター(防災センター、中央管理室、守衛所及び管理人室)等に 設ける。

これは火災信号等を受信した際に、直ちに適切な警報伝達及び消火活動、通報、避難誘導を行える人が常時人のいる場所でなければならないためである。

- (1) 設置場所の条件 受信機は以下のような環境条件の場所に設置する。
 - ① 受信機の正面に直射日光が当たらない箇所
 - ② 操作点検に際し適当な空間が保たれ、かつ、障害となるようなものが付近にない箇所
 - ③ 振動衝撃の影響を受けるおそれのない箇所
 - ④ 湿度及び温度の影響を受けるおそれのない箇所
- (2) 2台以上の受信機を設置する場合 1の防火対象物に2台以上の受信機が設けられている場合は、以下の措置を講じる。
 - ① 受信機の設置してある場所相互間で同時に通話することができる電話 またはインターホンを設ける。 ただし、同一室内に2台以上が設置している場合には、当該受信機関の通話装置を設けないことができる。
 - ② 地区音響装置はいずれの受信機からも鳴動させることができること。

感知器とは

感知器は、天井、壁等の室内に面する部分及び天井裏の部分(天井がない場合には屋根の屋内に面する部分)に有効に火災の発生を感知することができるように設けることと規定されており、感知器の性能に応じた取付高さの制限、天井等の高さに応じた感知面積、取付間隔等が定められており、これらの基準に適合させるとともに、その機能を十分に発揮できるように取付場所の環境状態に適応した感知器を適正に設置しなければならない。

また、天井の形状、はり等の有無、熱気流、煙気流等も考慮し、有効に火災の感知ができるような位置に設置することが必要である。

尚、上記に加え、設置位置、設置場所の環境及び試験・点検への柔軟な対応を考慮し、アナログ式、自動試験機能付き、遠隔試験機能付き等の感知器を選択する必要がある。

1 感知器の選択

(1)天井等の高さと感知器の種別 感知器の取付面等の高さ又は天井等の高さによる感知器の種別

感知器の種別	取付的	一面の高さ	4m未満	4 m以上8m未満	8m以上15m未満	15m以上20m未満	20 m以上
		1 種	0	0	U 1970	0	-
	スポット型	2 種	0	0	54	52	_ @
差動式	C + 10	1 種	0	0	0	() ()	-
	分 布 型	2 種	0	0	0	S 25	- 75
補償式	スポット型	1 種	0	0	1/2	1/2	122
間 18 天	スポット型	2 種	0	0	2 - 5	8 s . . 3	
ele am ab	スポット型	特 種	0	0	<u> </u>	, S <u>P</u>	22
16. 10. (2) (2)		1 種	0	0	8.43	8.00	:
熱アナログ式	スポット型	特種相当	0	0	3.5	3	
24214	HOND COME	1 種	0	0	0	0	2
イオン化式 光 電 式	スポット型		0	0	0	_	-
74 ms 24		3 種	0		16 10	i	
イオン化、	V.C-43 C.V.	1種相当	0	0	0	0	122
	スポット型	2種相当	0	0	0	7-	175
アナログ式		3種相当	0	2	P20	<u> </u>	
熟複合式 熟煙複合式 煙 複 合 式 多 個 号	スポット型		(例) [5	の有する感知器の取付 	け面の高さの低いものを 合、4m未満 図』: けること □2:	基準とする。 15 m未満 】 の場合、8 8 m未満 】 に設けるこ	m未満 と

感知器の種別	U	-	天井	#等の高さ	4m未満	4m以上8m未満	8m以上15m未満	15 m以上 20 m未満	20 m以上
NA MIN LIN	^		101	1 種	0	0	0	0	0.000
光電式	25	雕	型	2 種	0	0	0		-
diam'r.				1種相当	0	0	0	0	-
光電アナログ式	分	雕	낖	2種相当	0	0	0		12
炎感知器	ス	水	7	ト 型	0	0	0	0	. 0

〔注〕 1.○印は、当該設置場所に適応することを示す。

2. 差動式分布型 3 種及び定温式スポット型 2 種は消火設備と連動する場合に限り使用できるものである。

2 環境による選択

感知器は、設置場所の環境に適応したものを選択しなければならない。

(1) 煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器及び炎感知器を設けることができない場所 (規則第23条第4項第1号二(イ)から(ト)まで及びホ(ハ)の設置場所) については、以下に掲げる設置場所に適応する感知器を設ける。

(平成3年12月6日 消防予第240号、平成11年2月17日 消防予第36号)

	設置	場所			適	応	熱	感	知	22					
- 4	環境状態	具体例	差重スポ	式ット型	差數分布		補償スポ		定温	式	熱 アナログ式 スポット型		備 考		
1/3	AC-36-17-15-1	X # 19	1 種	2種	1 種	2種	1種	2種	特種	1種		器			
規則第二十三条第四項第一号二(イ)から(ト)までに掲げる場所及び司号ホ	じんあい、 機動量に場 野宝 こ場	ごみ集積所, 線板 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1. 規則第23条第5項第6号の規定によ 地階、無意階及び11階以上の部分では 交換知器を設置しなければなかないとさ ているが、実施知器を設置しなければならないとさ でいるが、実施知器を設置してきるもので あたっ、適広熱感知器を設置できるもので ると、適広熱感知器を設置できるもので ると、変動式分布型感知器を設ける場合は、 一般当成型がであること。 を動式が水が型感知器と設ける場合は、 形等が侵入しない構造のものであること。 を設立となる場合は、 に必ず、 を認式を加容とはであるとき。 は、 に溢式を加容とあっては対極で は、 に進式を加容とあっては対極で が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、		
リナス()こはずっます	水薫気が 多量に滞 留する場 所	蒸気洗净室、 脱衣室、湯沸 室、消毒室等	0	0	×	0	×	0	0	0	0	×	1. 差勤式分布營感知器又は楊償式スポ、 類態知器は、急放で温度変化を伴わる 場所に限り使用すること。 2. 差勤式分布營修知器と設ける場合 核由部に本張分が見入しない特置を調 たものであること。 ※勤式スポット受感知器、補償式スポ、 型態知器、定温式感知器又は熱アナロ 式スポット營修知器、定温式感知器又は熱アナロ 或を使用すること。		
	腐食性ガ スが発生 するある 場所	メッキ工場、 バッテリー室、 汚水処理場等	×	×	0	0	0	0	0	0	0	×	1. 差勤式分布製感和器を設ける場合は 感知部が複複され、検出部が解食性ガスの 影響を受けないもの又は検出部に腐食性 スが侵入しない措置を耐たちのである と。 種償式スポット型感知器、定温式感 器又は熱アナログ式スポッ型感知器で にる場合は、麻食性ガスの骨状に応じ 耐機型又は新アルかり型を使用すること。 3. 定温式感知器を設ける場合は、特徴、 窒息しいこと。		
	厨店で 厨で 原正常で において 煙が 準が 場所 でいる はいる 場所 はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる	厨房室、調理 室、溶接作業 所等	×	×	×	×	×	×	0	0	0	×	厨房、調理室等で高温度となるおそれ ある場所に設ける感知器は、防水型を 用すること。		

	著しく高 温となる 場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鋳造場、 映写室、スタジオ室	×	×	×	×	×	×	0	0	0	×	
Listing	排気ガス が多量に 滞留する 場所	駐車場、車庫、 荷物取扱所、 車電室、 カラックヤード、エ ンジンテスト 室等	0	0	0	0	0	0	×	×	0	0	1. 規則第23 第5 項第6 号の規定による 地際、無恋階及び11 階以上の部分では、 実感知路を設置しなければならないとされているが、炭感知路を設置しなければならないとされているが、炭感知器による監視が悪しく困 概な場合等については、今第23 条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであ ること。 2. 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60 で以下であること。
200000000000000000000000000000000000000	煙が多量 に流入れ のある場 所	配開前室、厨房房 の内に多るのは 原子の のに多るの の の の の の の の の の の の の の の の の の の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	1. 図形燃料等の可燃物が収納される配購 蜜、厨房の前室等は設ける定温式施知器 は、特種のもが望まいこと。 電子を持ちます。 いては、定温式修知器を使用しないこと。 3. 上記2.の場所に熱テナログ式スポット型 感知器を設ける場合は、火災表示に係る 変知器を設ける場合は、火災表示に係る 変形を表現る場合は、アンスポット型
	結露が発 生する場 所	スレート又は 女板で着車・ 工場を 大型を 大型を 大型を 大型の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	1. 差動式スポ小型感知器、補格式スポ小型感知器、足温式感知器又は熱サテログ 式スポ小型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 2. 補償式スポ小型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。
	火すで露めた をした 大きな 大生がれる いる いる いる いる いる いる いる いる いる いる いる いる いる	ガラス工場、 キューポラの ある場所、海 接作業所、厨 房、鋳造所、 鍛造所等	×	×	×	×	×	×	0	0	0	×	

- 〔注〕1. ○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
 - 2. 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近(炎感知器にあっては公称監視距離の範囲)が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
 - 3. 差勤式スポッ型、差勤式分布型及び補償式スポッ型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
 - 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
 (昭和44年10月31日消防予第249号)
 - 5. 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれも表2-3-4におり適応感知器とされたものであること。

- 2 環境による選択
 - 感知器は、設置場所の環境に適応したものを選択しなければならない。
 - (2) 感知器の設置場所が以下に掲げる場所にあっては、当該表に掲げる適応する感知器 を設ける。

取	意知器の推別 匿場所	煙感知器 (アナログ式含む)	熱煙 複合 式感知器	炎感知器	熱感知器 (アナログ式含む)	
1	階段、傾斜路	0				
2	高下、通路(令別表第1(1)項~(6)項、(9)項、(12)項、(15)項、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項に提ける助火対象物の部分に認る。)	0	0			
3	エレベーケーの昇降路、リネンシュート、バイ ブグクト、その他これらに頼するもの	0				
4	速取のための設備又は物品を等に利用させる校 般の用に供する構築(これに関する施設を含む。) (今別表第1(2)項ニ、(16)項イ、(16の2)項及び (16の3)項に掛ける防火対象物(同表(16)項イ、 (18の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物に あっては、同素(2)項ニ、指げる防火対象物に あっては、同素(2)項ニ、指げる防火対象物の用 流に供される部分に限る。)の部分に限る。	ō	0			
5	感知器を設置する区域の天井等の高さが15m以上 20m未満の場所	0		0		
6	感知器を設置する区域の天井等の高さが20m以上の場所			0	34	
7	左欄 1~6の場所以外の地際、無意際、11階以上の 部分(令別表彰 1 (1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項、 (9)項イ、(15)項、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項 の助火対象物又はその部分に要る。)	0	0	0		
8	左欄 1~7の場所以外の地階、無密階、11階以上 の階(7欄に掲げる防火対象物以外の防火対象物 又はその部分)※I	0	0	0	O W2	
9	左欄 1~8の場所以外の場所(廊下(2欄に掲げる防火対象物の遮下を除く。)、便所、その値これらに繋する場所を除く。) (地際、無影階以外の10階以下の部分)	その使用場所に適応する感知器				

(注)※1 地際、無意階、11階以上の階には、2欄に握げる防火対象物以外の防火対象物の腐下、通路を含むものであること。

※2 8欄の部分に殴ける熱感知器は、逐動式又は補償式感知器は1種又は2種、定温式感知器は特種又は1種(会 杯作動温度 75で以下のものに設め)のものであること。なお、熱アナログ式感知器にあっては、火災表示に 係る設定表示温度を75で以下とする。

工事基準書 令和6年版より

(3)補償式スポット型又は定温式の性能を有する感知器の公称定温点又は公称作動温度 (2以上の公称作動温度を有するものは最も低い公称作動温度)は、感知器の設置 場所の正常時における最高周囲温度より20度以上高いものを設ける。

- 3 感知器の設置を除外できる場所 次に掲げる場所は、感知器を設けないことができる。
 - (1) 施行令・施行規則によるもの
 - ア 特定主要構造部を耐火構造とした建築物の天井裏の部分
 - イ 令別表第1の防火対象物又はその部分(施行規則第23条第2項で定めるものを除く。)にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備(いずれも標示温度が75°C以下で種別が1種のスプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を、それぞれの技術基準に従って設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分
 - ウ 天井裏で天井と上階の床との間の距離が 0.5 m未満の場所
 - エ 便所及びこれらに類するもの (浴室、洗面所、シャワー室等:昭和44年7月7日 消防予第190号)

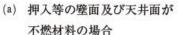
- 3 感知器の設置を除外できる場所 次に掲げる場所は、感知器を設けないことができる。
 - (2)消防法施行令第32条の特例基準等によるもの (昭和38年9月30日 自消丙予発第59号他 令和6年3月29日 消防予第158号 改正)
 - ①消防法施行令第32条の基準の特例
 - ア 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で出火の危険がないと認められるか、又は出火源となる設備、物件が原動機、電動機等にして出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、かつ、次の(ア)~(オ)のいずれかに該当するものについては、自動火災報知設備を設置しないことができる。
 - (ア) 倉庫、塔屋部分等にして、不燃性の物件のみを収納するもの
 - (イ) 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池 又は貯水槽のみであるもの
 - (ウ) プール又はスケートリンク (滑走部分に限る。)
 - (エ)抄紙工場、サイダー、ジユース工場
 - (才) 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納又は取り扱わない もの

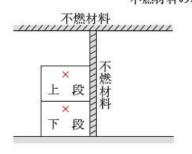
- 3 感知器の設置を除外できる場所 次に掲げる場所は、感知器を設けないことができる。
 - (2)消防法施行令第32条の特例基準等によるもの (昭和38年9月30日 自消丙予発第59号他 令和6年3月29日 消防予第158号 改正)
 - ①消防法施行令第32条の基準の特例
 - イ 令第21条第1項各号に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の(ア)~(オ)のいずれかに該当する場所には、自動火災報知設備の感知器を設けないことが できる。
 - (ア) 令別表第 1(1)項イに掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の①、②、 ③及び④に該当し、かつ、待合せ若しくは休憩の設備、売店又は火気使用設 備器具若しくはその使用に際し火災発生のおそれのある設備器具を設けてい ない玄関、廊下、階段、便所、浴室又は洗濯場の用途に供する場所
 - ① 特定主要構造部を耐火構造としてあること。
 - ② 壁及び天井が不燃材料又は準不燃材料で造られていること。
 - ③ 床に不燃材料又は準不燃材料以外のものを使用していないこと。
 - ④ 可燃性の物品を集積し、又は可燃性の装飾材料を使用していないこと。
 - (イ)金庫室でその開口部に特定防火設備(甲種防火戸)又はそれと同等以上のものを 設けているもの
 - (ウ) 恒温室、冷蔵室等で、当該場所における火災を早期に感知することができる 自動温度調節装置のあるもの

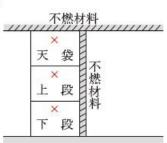
- 3 感知器の設置を除外できる場所 次に掲げる場所は、感知器を設けないことができる。
 - (2)消防法施行令第32条の特例基準等によるもの (昭和38年9月30日 自消丙予発第59号他 令和6年3月29日 消防予第158号 改正)
 - ①消防法施行令第32条の基準の特例
 - イ 令第21条第1項各号に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の(ア)~(オ)のいずれかに該当する場所には、自動火災報知設備の感知器を設けないことが できる。
 - (エ) 押入れ又は物置で、次のいずれかに該当するもの
 - ① その場所で出火した場合でも延焼のおそれのない構造であること。
 - ② その上部の天井裏に感知器を設けてあること。

- 3 感知器の設置を除外できる場所 次に掲げる場所は、感知器を設けないことができる。
 - (エ) 押入れ又は物置で、次のいずれかに該当するもの

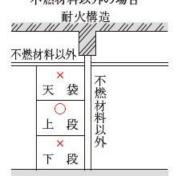
凡 例 〇印 感知器設置 ×印 感知器省略



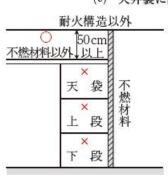


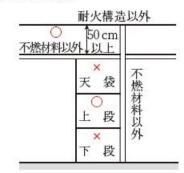


(b) 押入等の壁面及び天井面が 不燃材料以外の場合

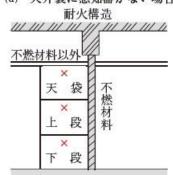


(c) 天井裏に感知器がある場合

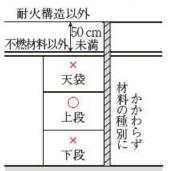




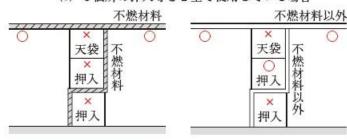
(d) 天井裏に感知器がない場合



(e) 天井裏が50cm未満の場合



(f) 1個所の押入等を2室で使用している場合



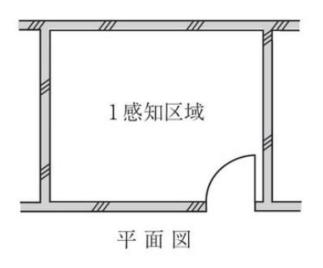
- 3 感知器の設置を除外できる場所 次に掲げる場所は、感知器を設けないことができる。
 - (2)消防法施行令第32条の特例基準等によるもの (昭和38年9月30日 自消丙予発第59号他 令和6年3月29日 消防予第158号 改正)
 - (オ) 耐火構造又は簡易耐火構造の建築物の天井裏、小屋裏等で、不燃材料の壁、天井及び床で区画されている部分
 - (カ)工場又は作業場で常時作業し、かつ、火災発生を容易に覚知し、報知できる部分
 - (キ) パイプシヤフト、エレベーターシヤフト等で、特定主要構造部を耐火構造としたもの
 - ウ 事業用又は準事業用発電所若しくは変電所の発電機室又は変圧器室のうち、特定主 要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井が不燃材料で造られているものについ ては、自動火災報知設備を設置しないことができる。
 - エ 電力の開閉所(電力の開閉に油入開閉器を設置する開閉所を除く。)で、特定主要構造部が耐火構造、かつ、屋内に面する天井(天井のない場合は、屋根)、壁及び床が不燃材料又は準不燃材料で造られているものについては、自動火災報知設備を設置しないことができる。

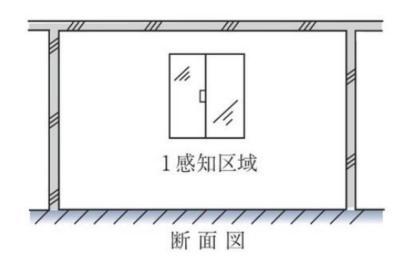
- 3 感知器の設置を除外できる場所 次に掲げる場所は、感知器を設けないことができる。
 - (2)消防法施行令第32条の特例基準等によるもの (昭和38年9月30日 自消丙予発第59号他 令和6年3月29日 消防予第158号 改正)
 - ②消防用設備等の規制に関する暫定的な運用基準
 - ア 令第21条第1項の規定の適用を受ける防火対象物に存する場所のうち、次の(ア)~(ウ)各号のいずれかに該当する場所には、自動火災報知設備の感知器を設けないことができる。
 - (ア) 金属等の溶融、鋳造又は鍛造設備のある場所のうち、感知器により火災を有効 に感知できない部分
 - (イ) 振動が著しく感知器の機能の保持が困難な場所
 - (ウ) 狭あいな天井裏等で感知器の設置、維持を行なうことが困難な場所
 - イ 令第21条第1項各号に掲げる防火対象物に存する場所のうち、自動火災報知設備 の感知器の取付け面の高さが4mをこえ、かつ、差動式感知器の設備が不適当と認 められる場所で、定温式感知器で有効に火災を感知することができる部分には、定 温式感知器に代えることができる。
 - ウ 仮設建築物で、巡回監視装置を設け頻繁に巡視する等、容易に火災を感知できる措 置をとるときは、自動火災報知設備を設置しないことができる。

4 感知区域の設定

感知区域とは、感知器によって火災の発生を有効に感知できる区域をいい、それぞれ壁又は取付け面からO. 4m(差動式分布型感知器及び煙スポット型感知器を設ける場合にあってはO. 6m)以上突出したはり等によって区画された部分をいう。

(1) 平面天井の場合の感知区域 はり等のない平面天井の場合は、1部屋がそれぞれ1感知区域となる。





4 感知区域の設定

感知区域とは、感知器によって火災の発生を有効に感知できる区域をいい、それぞれ壁又は取付け面からO. 4m(差動式分布型感知器及び煙スポット型感知器を設ける場合にあってはO. 6m)以上突出したはり等によって区画された部分をいう。

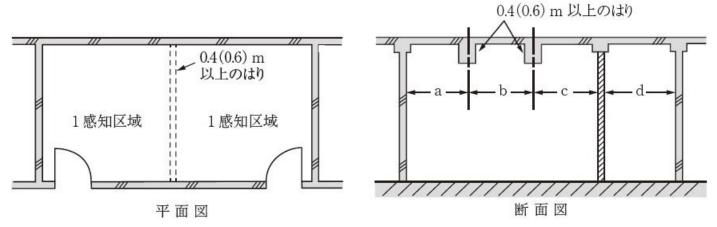
(2) はり等がある場合の感知区域

はり等のある場合は、はり等の深さが O. 4m (差動式分布型感知器及び煙スポット型感知器を設ける場合にあっては O. 6m)以上の突出したはり等によって囲まれた部分ごとが 1 感知区域となる。

ただし、煙スポット型感知器にあっては、階段、傾斜路及び廊下、通路の場合はこれによらないことができる。

また、断面図a、b、c、dはそれぞれ別の感知区域となる。

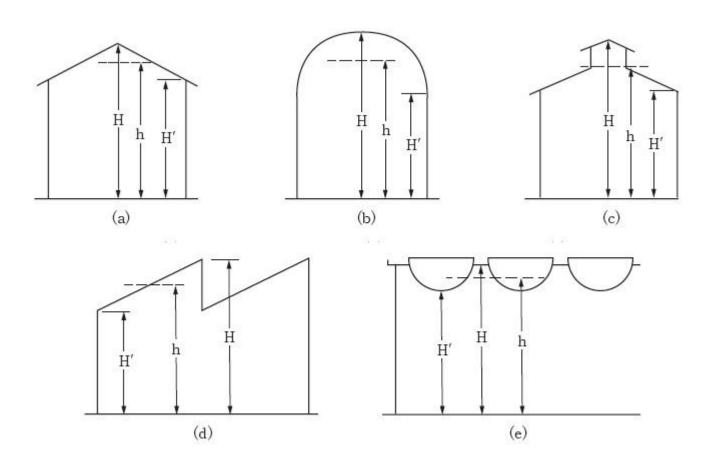
感知区域の面積の算出は、壁の場合は壁の内側、はりの場合には、はりの中心線まで の距離を基準に算出する。



工事基準書 令和6年版より

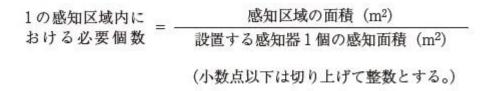
5 平均高さの出し方

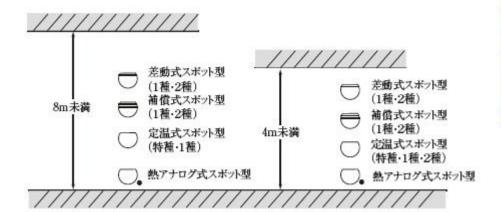
(a) から(e) のように平均高さhは、棟高(最高部) Hと軒高(最低部) H'の中間となり h = H + H'/2 を算出して、平均高さによる適応する感知器を設ける。



工事基準書 令和6年版より

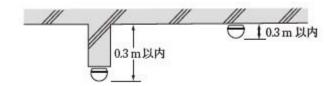
- 6 熱式スポット型感知器 (差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型、 熱アナログ式スポット型)の設計
 - (1)設置基準
 - ア 感知区域ごとに設ける。
 - イ 感知器は、感知区域ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて、定める 感知面積(多信号機能を有する感知器は、その有する種別に応じて定める床面積 のうち最も大きい床面積)につき1個以上の必要個数を算出し、火災を有効に感 知するように設ける。



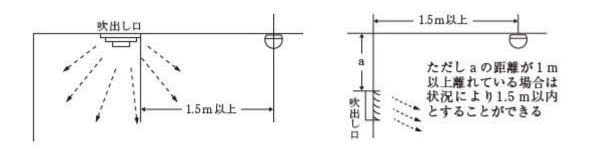


取付け面の高さ			感知面積				
			4 m未満		4m以上8m未満		
チ	造	耐 火	その他	耐 火	その他		
1	種	90	50	45	30		
2	種	70	40	35	25		
1	種	90	50	45	30		
2	種	70	40	35	25		
特	種	70	40	35	25		
1	種	60	30	30	15		
2	種	20	15				
熱アナログ式スポット型			40	35	25		
	構 1 2 1 2 特 1 2	構造 1 種 2 種 1 種 2 種 特 種 1 種 2 種	構造 付火 1 種 90 2 種 70 1 種 90 2 種 70 特 種 70 1 種 60 2 種 20	構造 耐火 その他 1 種 90 50 2 種 70 40 1 種 90 50 2 種 70 40 1 種 90 50 2 種 70 40 特 種 70 40 1 種 60 30 2 種 20 15	# 造 耐 火 その他 耐 火 1 種 90 50 45 2 種 70 40 35 1 種 90 50 45 2 種 70 40 35 特 種 70 40 35 1 種 60 30 30 2 種 20 15		

- 6 熱式スポット型感知器 (差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型、 熱アナログ式スポット型)の設計
 - (1)設置基準
 - ウ 感知器の下端は、取付け面の下方 0. 3 m以内の位置に設ける。



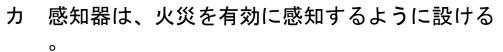
エ 感知器は、換気口等の空気吹出し口から 1.5 m以上離れた位置に設ける。 なお、ファンコイル等のように吹出し口と吸込口が近接しているものにあって は影響を受けない位置とする。



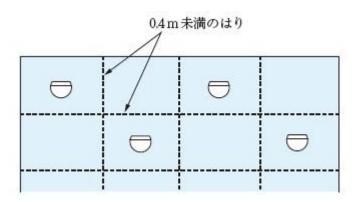
45°以上

座板等

- 6 熱式スポット型感知器(差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型、 熱アナログ式スポット型)の設計
 - (1)設置基準
 - オ 感知器は、45°以上の傾斜面に取付ける場合は、座板等を用いて傾斜しないように設ける。



O. 4m未満のはり等によって区画されている場合、感知器は千鳥配置となるように設ける。 (感知器を4個設置する場合の例)



キ 定温式スポット型の公称作動温度、補償式スポット型の公称定温点は、設置場所 の正常時における最高周囲温度より20℃以上高いものを設ける。

7 煙感知器(イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、 光電アナログ式スポット型)の設計

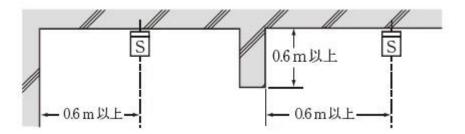
(1) 感知面積

感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、1感知区域ごとに感知器の種別及び取付け面の高さに応じて感知面積につき1個以上の感知器を設ける。 なお、アナログ式スポット型感知器は、設定表示濃度により相当種別のものとして 取扱う。

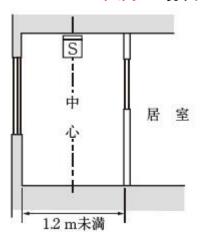
取付け面の高さ	感知面積			
感知器種別	4 m 未満	4 m 以上 15 m 未満	15 m 以上 20 m 未満	
1 種	150	75	75	
2 種 3 種	50			

(単位 m²)

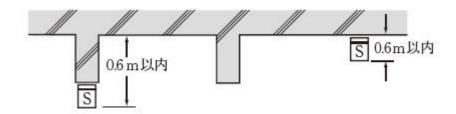
- 7 煙感知器(イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、 光電アナログ式スポット型)の設計
 - (2)取付位置
 - ア 感知器は、壁又ははりから 0. 6 m以上離れた位置に設置する。



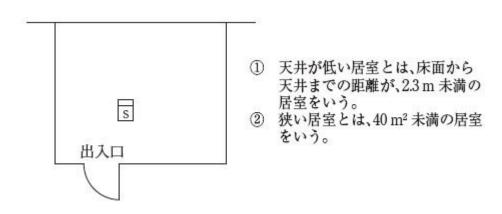
なお、廊下及び通路で、その幅が 1.2 m未満の場合は中心部に設ける。



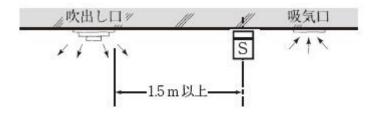
- 7 煙感知器(イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、 光電アナログ式スポット型)の設計
 - (2)取付位置
 - イ 感知器の下端は、取付け面の下方 0. 6 m以内の位置に設ける。



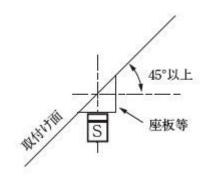
ウ 天井が低い居室又は狭い居室にあっては、入口付近に設ける。 (昭和44年3月29日 消防予第65号) なお、出入口付近にユニットバス等の扉がある場合は非火災報に注意して設置する。



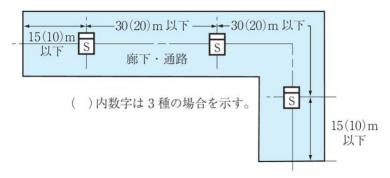
- 7 煙感知器(イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、 光電アナログ式スポット型)の設計
 - (2)取付位置
 - エ 天井付近に吸気口のある場所は、その吸気口付近に設ける。 なお、吹出口からは 1.5 m以上離れた位置に設ける。 また、ファンコイル等のように吹出し口と吸込み口が近接しているものにあっては 影響を受けない位置とする。



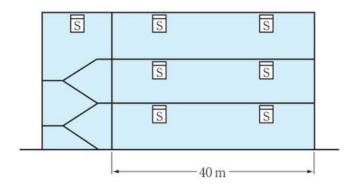
オ 感知器は、45°以上の傾斜面に取付ける場合は、座板等を用いて傾斜しないように 設ける。



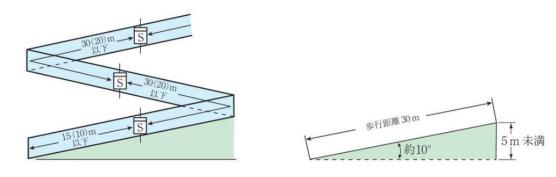
- 7 煙感知器(イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、 光電アナログ式スポット型)の設計
 - (3) 廊下及び通路の場合の設置基準
 - ア 歩行距離30m(3種にあっては20m)につき1個以上を廊下及び通路の中心に設ける。(廊下及び通路の歩行距離は、原則として中心線にそって測定する。) (昭和44年10月31日 消防予第249号)



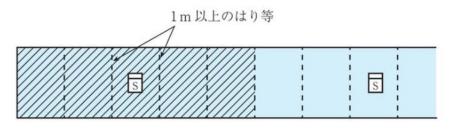
また、歩行距離が30mを超えている場合、各階の廊下に煙感知器を2個ずつ設けることとなる。



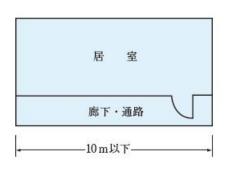
- 7 煙感知器(イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、 光電アナログ式スポット型)の設計
 - (3) 廊下及び通路の場合の設置基準
 - イ 廊下及び通路が傾斜している場合 <u>歩行距離30mにつき垂直距離5m未満</u>であるときは、廊下及び通路の基準に準じて 設ける。

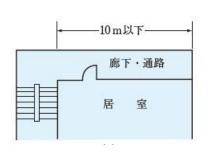


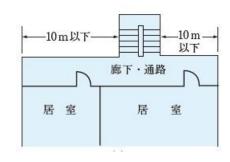
ウ 地階の廊下及び通路の場合の設置基準 地階の通路及び通路で1m以上のはり等がある場合は、火災を早期に感知するように 隣接する両側の2感知区域までを限度(斜線部分の範囲)として、感知器を設ける。



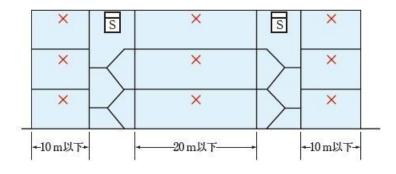
- 7 煙感知器(イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、 光電アナログ式スポット型)の設計
 - (3) 廊下及び通路の場合の設置基準
 - エ 感知器を設けないことが出来る廊下及び通路
 - 10m以下の廊下及び通路、又は廊下及び通路から階段に至るまでの歩行距離が、
 - 10m以下の場合は当該廊下及び通路には煙感知器を設けないことが出来る。

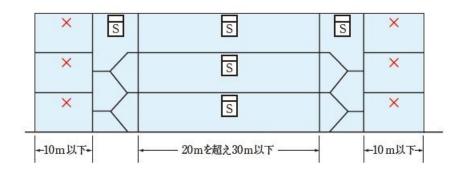






×印 感知器不要





工事基準書 令和6年版より

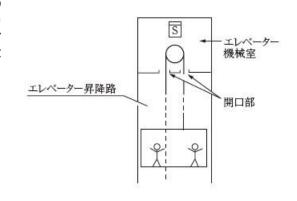
- 7 煙感知器(イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、 光電アナログ式スポット型)の設計
 - (4) エレベーターの昇降路、パイプダクト等たて穴の場合
 - ア エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクト等のたて穴には、最頂部に設ける。
 - イ エレベーターの昇降路に対する運用 昇降路の頂部とエレベーター機械室との間に開口部があれば、当該開口部の面積に関係なくエレベーター機械室 の天井面に煙感知器を設置すれば、エレベーターの昇降 路の頂部に煙感知器を設けないことが出来る。

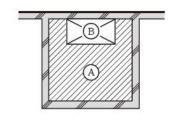
(昭和44年10月31日 消防予第249号) この場合の感知器は、エレベーター機械室の感知面積に 基づいた個数を設ける。

なお、油圧式のようにエレベーター昇降路の上部に開口のない場合は、昇降路の頂部に設けなければならない。

- ウ パイプダクト等に対する運用 パイプダクト(縦方向)で水平断面積が1㎡(内法寸法)以上ある場合は、最頂部に1個以上設けること。 開口部が1㎡未満の場合でもパイプダクト等の断面積の 合計が1㎡以上の場合は、感知器を設ける。 開口部®部分が1㎡未満の場合でも、②+®の部分が1㎡
 - 開口部B部分が1㎡未満の場合でもA+Bの部分が1㎡ 以上の場合は、感知器を設ける。

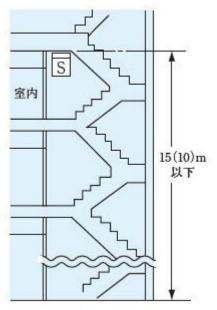
(昭和44年11月20日 消防予第265号 問25)

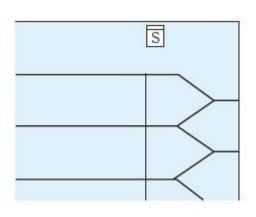




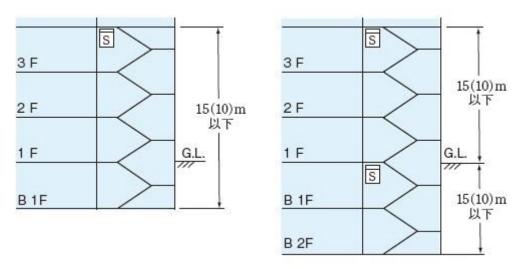
- 7 煙感知器(イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、 光電アナログ式スポット型)の設計
 - (5) 階段及び傾斜路の場合
 - ア 階段及び傾斜路は、屋内に面する最頂部に設けるほか、垂直距離15m(3種にあっては10m)につき1個以上を、それぞれ屋内に面する部分又は上階の床の下面若しくは頂部に設ける。(特定1階段等防火対象物の場合は除く。)

なお、階段の頂部が最上階の天井面と同一の場合は、できるだけ室内に近い部分で維持管理上支障のない位置に設ける。



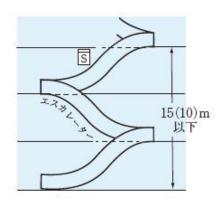


- 7 煙感知器(イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、 光電アナログ式スポット型)の設計
 - (5) 階段及び傾斜路の場合
 - イ 地下階がある場合は、地階の階数が1の場合を除き地上階と地下階は別の警戒区域と し、感知器は地上と地下階とを分けて設ける。

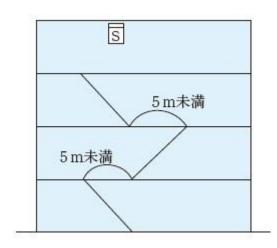


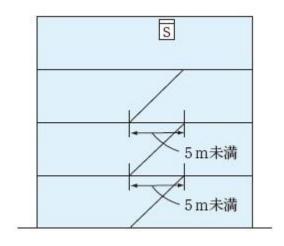
ウ エスカレーター等は、垂直距離 15 m (3種にあっては 10 m) につき、1個以上設けること。

なお、傾斜路で、歩行距離30mにつき垂直距離5m未満(勾配1/6未満)のものは廊下の例により設けること。



- 7 煙感知器(イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、 光電アナログ式スポット型)の設計
 - (5) 階段及び傾斜路の場合
 - エ 特殊な階段等の場合 下階と上階との距離が5m未満であれば、同一階段とみなして感知器を設けることが できる。





工事基準書 令和6年版より

オ 特定1階段等防火対象物の場合の階段は、垂直距離7.5mにつき1個以上をそれぞれ室内に面する部分又は上階の床の下面若しくは頂部に設ける。

(1種又は2種に限る)

8 発信機

(1)機種の選定

発信機には、P型1級、2級及びT型があり、防滴性の有無によって屋外型、屋内型に分けられる。

P型1級発信機は原則、P型1級受信機及びR型受信機に、P型2級発信機は原則、P型2級受信機に組合わされて使用される。

(2) 設置場所

発信機は、ホールの入り口、階段の付近又は廊下等で多数の者が目にふれやすく、火災に際し、速やかに操作できる位置とし、消火栓箱のある場合は、なるべくその直近に設ける。

(3)設置基準

P型発信機は、各階ごとにその階の部分から1の発信機までの歩行距離50m以下となるように設ける。

9 表示灯

- (1)設置基準
- ア 表示灯は、発信機の直近に設け、赤色のもので常時点灯し、その取付け面と 15°以上の角度となる方向に沿って、10m離れた場所から点灯していることが容易に識別できるものである。
- イ 消火栓用表示灯の直近に発信機(消火栓との連動も含む)を設けた場合は、自動火災 報知設備の表示灯を設けないことができる。

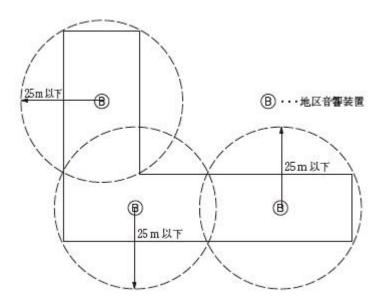
地区音響装置は、感知器又は発信機の作動と連動して防火対象物又はその部分の全区域に有効に火災の発生を報知できるように設ける。

(1)設置基準

地区音響装置は、(P型2級1回線、P型3級、GP型2級1回線、GP型3級受信機を用いる警戒区域に設ける場合及び放送設備を消防法施行規則25条の2により設置した場合を除く)次に定めるところにより設ける。

ア 設置場所

各階ごとにその階の各部分から1の地区音響装置までの水平距離が25m以下となるように設ける。



- (1)設置基準
- イー音圧及び音色

音圧及び音色は以下に定めるところによる。

- (ア) 音圧は、取付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で90dB以上である。
- (イ) ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に地区音響装置を設ける場合にあっては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されている。

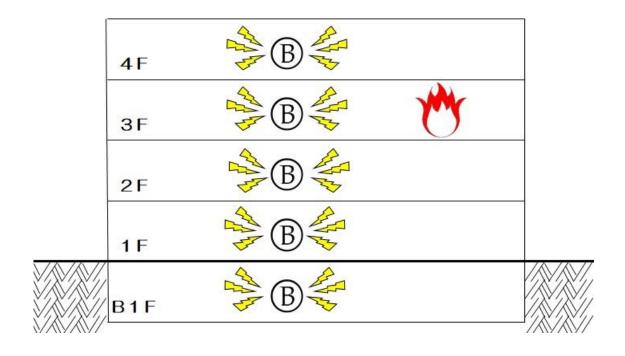
ただし、暗騒音が65dB以上ある場合は、以下のいずれかの措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講じる必要がある。

(平成20年8月28日 消防予第200号)

- ⑦ 警報装置の音圧が、当該場所における暗騒音よりも6dB以上強くなるよう確保 されている。
- ウ カラオケボックス等で、遊戯のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品 を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあっては、当該役務を提供して いる間においても、当該個室において警報音が確実に聞き取ることができるように措 置されている。

- (2)鳴動方式
 - (ア) 一斉鳴動

防火対象物又はその部分に設置された地区音響装置を、感知器又は発信機の作動 と連動して全区域に対して一斉に鳴動させる方式である。

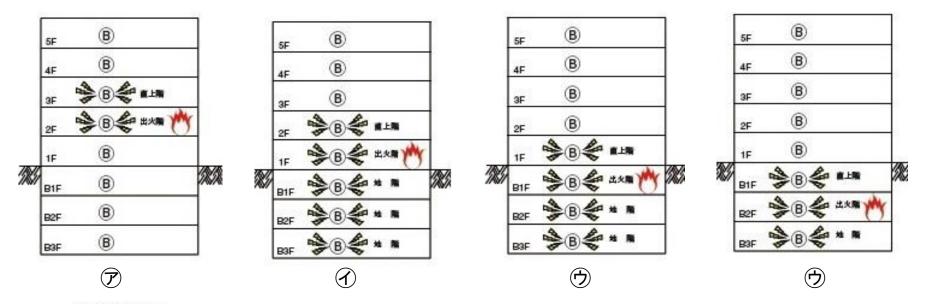


(2)鳴動方式

(イ) 区分鳴動

地階を除く階数が5以上で延べ面積が3, 000㎡を超える防火対象物又はその部分にあっては、以下に示す階に限って警報を発することが出来る。

- ⑦ 出火階が2階以上の場合にあっては、出火階及びその直上階
- ① 出火階が1階の場合にあっては、出火階、その直上階及び地階
- ウ 出火階が地階の場合にあっては、出火階、その直上階及びその他の地階



(B) 地区音響装置

(2)鳴動方式

(イ) 区分鳴動

地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000㎡を超える防火対象物又はその部分にあっては、以下に示す階に限って警報を発することが出来る。

- ⑦ 出火階が2階以上の場合にあっては、出火階及びその直上階
- ① 出火階が1階の場合にあっては、出火階、その直上階及び地階
- ウ 出火階が地階の場合にあっては、出火階、その直上階及びその他の地階

この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号(他の警戒区域からの火災信号等、発信機及び火災の発生を確認した旨の信号)を受信した場合には、当該防火対象物又はその部分の全区域に自動的に警報を発することが出来ること。

また、一定時間とは、防火対象物の用途、規模等並びに火災確認に要する時間、 出火階及びその直上階からの非難が完了すると想定される時間等を考慮し、概ね 数分とし、最大10分以内とする。

なお、区分鳴動方式の場合は、原則として階段、傾斜路、エレベーター昇降路又はパイプダクト等に設置した感知器の作動と連動して、地区音響装置を鳴動させない。(昭和48年10月23日 消防予第140号)

- (3) 放送設備(非常放送設備) との関連
 - (ア)放送設備の音声警報音による代替え 放送設備が消防法施行規則(第25条の2)の基準により設備され、自動火災報 知設備の作動と連動して当該区域に放送設備の音声警報音が自動的に放送される 場合は、地区音響装置(地区ベル)を設けないことが出来る。
 - (イ) 自動火災報知設備の受信機と放送設備の連動方法 自動音声警報放送は、感知器発報時のメッセージと火災確認時のメッセージが区 別されていることから、感知器発報時には階別の信号、火災確認時(発信機発報 時、感知器の第2感知器発報時等)には階別信号の他に火災確認信号の移報が必 要となる。

なお、防火対象物の11階以上の階、地下3階以下の階又は令別表第1(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、放送設備の起動装置として発信機を使用する場合は、その直近に防災センター等と通話することが出来る装置を付置する。ただし、起動装置を非常電話とする場合にあってはこの限りでない。(平成13年3月29日 消防予第43号)

(ウ) 地区音響装置を設ける場合の対応 放送設備が基準に基づき設置されている場合であっても地区音響装置を設ける場合は、放送設備の増幅器等の「放送中ベル停止信号出力端子(EB、EB')」と自動火災報知設備の受信機の「ベル停止信号入力端子(EB、EB')」を接続し、非常放送中は地区音響装置の鳴動を停止させなければならない。



一般社団法人 日本火災報知機工業会

火報工業会

検索

https://www.kaho.or.jp/







